

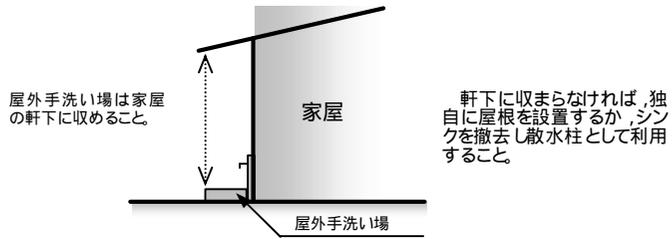
竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
1	1-1-2 公共下水道 と排水設備	テキスト P2		このため、排水設備の設計にあたっては、関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計を心がけなければならない。	末尾に追加
2	1-1-3 排水設備	テキスト P2		ディスプレイは、家庭の台所や飲食店の厨房から発生する生ゴミを破碎し、そのまま下水道に流す装置であり、その利便性から社会の関心が高まっている。しかし、公共下水道に流入する汚濁負荷が増大することから、その設置については原則設置しないものとする。	末尾に追加
5	1-2-2 下水の種類	テキスト P5 講習用資料 P2		2) 雨水 注意事項 マンション等の屋上・通路・ベランダ排水については次のとおりとする。 (1) 屋上 雨水排水として処理する。ただし、立水栓がある場合は、排水口を設けて汚水排水として処理する。 (2) 通路 雨水排水として処理する。ただし、給水施設がある場合は、汚水排水として処理する。 (3) ベランダ 雨水排水として処理する。ただし、給水施設がある場合は、汚水排水として処理する。	末尾に追加
				3) その他 (1) 電気温水器 電気温水器は、原則ドレーン排水を汚水、オーバーフロー水を雨水として排除し、ドレーン排水については 4 5 以下に冷却（冷却ますの設置など）してから下水道に流す。なお、指示シールを貼布すること。 (2) 食器洗浄器 食器洗浄器からの排水は、事前に冷却（冷却ますの設置など）してから下水道に流す。また、排水管は H T を使用し、管径は基準以上とすること。	追加

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
5	1-2-2 下水の種類	テキスト P5		<p>(3)池 池からの底排水は原則汚水、オーバーフロー水は雨水として排除する。</p> <p>(4)屋外手洗い場 屋外手洗い場を設置する場合は、原則汚水への接続とし、軒下へ移設又は屋根を設置して雨水が流入しないようにする。 屋根のない箇所に設置する場合は、屋外手洗いのシンクを撤去し、散水柱(散水栓)としての利用にとどめるか、雨水がはいらないように蓋を設置する。</p>  <p style="font-size: small;">屋外手洗い場は家屋の軒下に収めること。</p> <p style="font-size: small;">軒下に収まらなければ、独自に屋根を設置するか、シンクを撤去し散水柱として利用すること。</p>	追加
7	1-3-5 排水設備工事の実施者	テキスト P6	排水設備の新設・増設・改築等(以下「新設等」という。)の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事は、公共下水道管理者の指定する工事店(以下「指定工事店」という。)に行わせるか、 <u>又は設置義務者から委託を受けた公共下水道管理者が行う。</u>	排水設備の新設・増設・改築等(以下「新設等」という。)の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事は、公共下水道管理者の指定する工事店(以下「指定工事店」という。)に行わせる。	変更
14	3-4-1 事務手続きの流れ		排水設備等計画確認申請書 排水設備等の計画確認書	排水設備等計画確認申請書 <u>(水洗便所改造資金申請書)</u> 排水設備等の計画確認書 <u>(水洗便所改造資金決定通知)</u>	変更
17	4-1-1 事前調査	テキスト P7		13)関係者間の承諾等の確認 他人の土地(私道、宅地)を使用する場合、又は他人の排水設備を使用する場合は、その使用について承諾を得られているかの確認を行う。	末尾に追加

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
19	4-2-2 設計の手順	講習用資料 P4	(3)縮尺 平面図は，原則として 100 分の 1 の縮尺とし，所定の大きさ(A4 程度)に折り，添付する。ただし，100 分の 1 で書けない場合，または図面がよほど大きくなる場合は，適当な大きさにすることが出来るが，縮尺は必ず記入すること。	(3)縮尺 <u>平面図は原則として 100 分の 1，縦断図は横を平面図に順じ，縦を 50 分の 1 以上とする。</u> ただし，100 分の 1 で書けない場合，または図面がよほど大きくなる場合は，適当な大きさにすることが出来るが，縮尺は必ず記入すること。	変更
			4)縦断図 (1)排水設備の縦断面図(縮尺は・・・とする。) (2)排水管の管径，材質，勾配，地盤高，管底高および土かぶりを表示するものとする。	(7)縦断図 <u>樹番号および樹間距離</u> <u>排水管の管径，材質，勾配</u> <u>現況地盤高，土かぶり，管底高(段差付の場合は 2 段書き表示)</u>	変更
21	4-2-2 設計の手順	講習用資料 P5.6		4) 工事の施工 (10)既設排水設備の一部改造，撤去および補修を伴う場合は，接続，閉鎖およびその他の必要な措置を適切にする。	末尾に追加
24	4-4-2 排水系統	テキスト P17 講習用資料 P5		3)その他 近年の戸建住宅においては，各衛生器具に接続した排水管を床下に設置した 1 箇所の排水ますや排水管に接続し，1 本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システムが使用されはじめている。 その使用にあたっては，次の事項に特に注意すると共に，使用する床下集合排水管システムを十分理解したうえ，維持管理上の問題が生じないようにする必要がある。 (1)適切な口径・勾配を有し，建築物の構造に合った適切な固定を行う。 (2)汚水の逆流や滞留が生じない構造とする。 (3)保守点検，補修，清掃が容易にできるよう，建築物に十分なスペースを有する点検口を確保する。	追加
	4-4-3 排水管の設計	テキスト P17 講習用資料 P6	1)排水管	1)基本的事項 (5)排水管が耐火構造等の防火区画を貫通する場合は，隙間を不燃材料で埋める等の措置を講じる。	変更追加

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
25	4-4-3 排水管の 設計	テキスト P17 講習用資料 P6		3) 管径 (6) 管の延長が 3 m 以上となる場合, または 2 個の排水器具から排出する排水を合流させる場合の管の口径は, 表 4 - 1 の口径より 1 サイズ大きめに設定する。	末尾に 追加
26	4-4-3 排水管の 設計	テキスト P17 講習用資料 P5		6) 配管経路 配管経路は, 排水機能に支障がなく, かつできるだけ最短な経路を定める。排水管の方向変換は, 異形管またはその組合せにより行い, 掃除口を設置する場合を除いて経路が行止まりとなるような配管を行わない。 7) 配管スペース 施工, 保守点検, 取替え等を考慮して, 管の取付位置, スペース, 大きさ等を定める。必要に応じて, 取替え時の仮配管スペースを考慮する。	追加
28	4-4-4 トラップ	テキスト P20 講習用資料 P6	2) トラップの種類 (3) ベルトラップ (わんトラップ)	2) トラップの種類 (3) ベルトラップ (わんトラップ) <u>封水を構成している部分がベル状をしていることからベルトラップと呼ばれ, 床等に設けられる。封水深が規定の 5 cm より少ないものが多く, トラップ封水が破られやすく, また簡単にトラップ機能を失い, 詰まりやすいことから特殊な場合を除いて使用しないほうがよい。</u>	変更
30	4-4-6 掃除口	テキスト P24 講習用資料 P7	7) 掃除口の口径は, 排水管の口径が 1 0 0 mm 以下の場合, <u>排水管と同一口径とし</u> , 1 0 0 mm を超える場合は 1 0 0 mm より小さくしてはならない。	7) 掃除口の口径は, 排水管の管径が 1 0 0 mm 以下の場合, <u>7.5 mm 以上の口径とし</u> , 1 0 0 mm を超える場合は 1 0 0 mm より小さくしてはならない。	変更
35	4-4-8 阻集器	テキスト P28 講習用資料 P7		3) 阻集器の維持管理 (1) 阻集器に蓄積したグリース, 可燃性廃液などの浮遊物, 土砂, その他沈殿物は定期的 (通常 1 週間に 1 回程度) に除去しなければならない。 (2) 阻集器から除去したごみ, 汚泥, 廃油等の処分は, 廃棄物の処理および清掃に関する法律等によらなければならない。ただし, 再利用する場合はこの限りではない。	追加

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
35	4-4-9 排水槽	テキスト P23 講習用資料 P7		なお、清掃時に発生する廃棄物は、一般廃棄物または産業廃棄物として規定に基づいて処理し、公共下水道に投棄してはならない。	末尾に追加
42	4-4-13 通気	テキスト P39 講習用資料 P13		5) 禁止すべき通気管の配管 (1) 通気立て管を雨水立て管に接続してはならない。 (2) 汚水または雑排水系統の排水槽には、その両者が別個でも同一であっても、すべて通気管をとらなければならない。いかなる場合にも 50 mm よりちいさくしてはならない。この通気立て管は、間接排水系統の通気立て管または伸頂通気管に接続してはならない。 (3) 室内喚起のダクトに通気管を接続してはならない。 (4) 間接排水系統の通気管は、他の通気系統に直接せず、大気中に開口しなければならない。特殊排水系統の通気管についても同様である。	追加
43	4-5-1 基本的事項	テキスト P40 講習用資料 P15	1) 公共下水道のますその他の排水設備の位置，屋内排水設備とその位置，敷地の土地利用計画等について調査を行う。	1) 供用開始の公示 ，公共下水道のますその他の排水設備の位置，屋内排水設備とその位置，敷地の土地利用計画等について調査を行う。	変更
			2) 排除方式は，公共下水道の排水方式に合わせなければならない。なお・・・	2) 排除方式は，公共下水道の排水方式に合わせなければならない。 特に分流式の場合は，污水管流化能力および処理施設の機能低下や水質悪化を防ぐため，污水管と雨水管の誤接続のないよう十分注意しなければならない。	変更
45	4-5-2 設計	テキスト P41 講習用資料 P17	3) ます (1) ますは，排水管の起点，終点，会合点，屈曲点，その他維持管理上必要な箇所に設ける。	3) ます (1) ますは，排水管の起点，終点，会合点，屈曲点， 排水管延長が管径の 120 倍を超えない範囲，管種・管径・勾配の変化する箇所 ，その他維持管理上必要な箇所に設ける。	変更
			(3) ますの形状は，内径又は内法 15 cm 以上の円形又は角形とし，堅固で耐久性のある構造とするが，必要な箇所では耐久性のある構造とする。	(3) ますの形状は，内径又は内法 15 cm 以上の円形又は角形とし，堅固で 耐久性のある構造または必要な箇所では耐震性のある構造 とする。	

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
45	4-5-2 設計	テキスト P41 講習用資料 P17	(5)ますの底部に、汚水ますはインバートを、雨水ますには泥だめを設ける。	(5)ますの底部は、汚水ますにはインバートを、雨水ますには深さ 15cm 以上の泥だめを設ける。	変更
				(7)便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようますを下流に設置し、ます内には落差（3 cm 以上）を設ける。 (8)電気温水器のドレーン排水および食器洗浄機からの排水は、冷却ます等により 4 5 以下とする。 (9)分流式の汚水ますの設置場所は、浸水のおそれのない箇所とする。	追加
48	4-5-2 設計	独自		6) 屋外手洗い 屋外手洗い場を設置する場合は、原則汚水への接続とし、軒下へ移設又は屋根を設置して雨水が流入しないようにする。 屋根のない箇所に設置する場合は、屋外手洗いのシンクを撤去し、散水柱（散水栓）としての利用にとどめる。（1-2-2 下水の種類を参照）	追加
52	4-5-3 設計図	テキスト P54		6) グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合は、その機能が分かる構造図を作成し、容量を図示すること。	追加
53	4-6-1 水質規制と 除外施設の 設置	テキスト P58	(1)特定事業場からの下水排除の制限 処理困難な項目に関する規則 ・・・カドミウム及びその化合物など 2 4 項目（以下「健康項目」という。）とフェノール類など 7 項目（以下「環境項目」という。）等を合わせて 3 2 項目があり、・・・ (2)条例により除害施設の設置を義務付けられるもの ・・・政令第 9 条の 8，同第 9 条の 9 等により 3 8 の水質項目が定められている。	(1)特定事業場からの下水排除の制限 処理困難な項目に関する規則 ・・・カドミウム及びその化合物など <u>2 6 項目</u> （以下「健康項目」という。）とフェノール類など <u>6 項目</u> （以下「環境項目」という。）、ダイオキシン類を合わせて <u>3 3 項目</u> があり、・・・ (2)条例により除害施設の設置を義務付けられるもの ・・・政令第 9 条の <u>1 0</u> ，同第 9 条の <u>1 1</u> 等により <u>4 2</u> の水質項目が定められている。	変更
54	4-6-3 排水系統	テキスト P59	また、いうまでもなく、水質汚濁防止の趣旨からも排除基準を超える排水を基準以下に希釈して排除することは避けなければならない。	また、いうまでもなく、水質汚濁防止の趣旨からも <u>水量および水質変動ある廃水を排水基準以下に希釈して排除することは困難なので</u> 、避けなければならない。	変更
			1) 処理を要する廃水と間接冷却水 例 製造工程廃水と間接冷却水	1) 処理を要する廃水と <u>その他の廃水</u> 例 製造工程廃水と間接冷却水	変更

竹原市排水設備工事施工基準 正誤表

平成 23 年 5 月 10 日

頁	箇所	出典	平成 1 8 年度版	平成 2 3 年度版	
55	4-6-4 処理方法	テキスト P60	<p>廃水の水質及び発生量により適切な処理方法を選定する。</p> <p>廃水の処理方法の選定にあたっては、次の点に留意し、水質及び廃水量に適した方法を選定する。</p>	<p><u>廃水の処理方法の選定にあたっては、次の点に留意し、水質及び廃水量に適した方法を選ぶ。</u></p>	変更
56	5-2-2 便器等の 据付け	テキスト P79 講習用資料 P28		<p>なお、トラップを有しない便器を使用する場合は、定められた封水深を保持できるトラップを取り付け、また、タンクの取り付けは必要に応じて壁の補強を適切に行う。</p>	追加
60	5-3-1 排水管の 施工	テキスト P81	2)掘削	<p>2)掘削 (5)接合部の下部は、泥が付着しないように継ぎ手掘りとする。</p>	追加
62	5-3-1 排水管の 施工	テキスト P83	<p>5)埋戻し工 埋戻しは、管の移動、損傷等を起こさないよう注意し、入念に突き固めながら行う。</p> <hr/> <p>(5)スコップで傷つけないように、また、ますを倒さないよう十分に注意して、突き棒でよく突き固めながら静かに埋戻す。</p>	<p>5)埋戻し工 埋戻しは、<u>原則として管路の区間ごとに行い</u>、管の移動、損傷等を起こさないよう注意し、入念に突き固めながら行う。</p> <hr/> <p>(5)スコップで傷つけないように、また、ますを倒さないよう十分に注意して、<u>管の両側を均等に突き固めながら入念に埋戻す。</u></p>	変更
64	5-3-3 浄化槽の 処置	テキスト P86	<p>浄化槽は、後日衛生上の問題が発生したり、雨水等が溜まることのないよう処置する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講ずること。</p>	<p><u>不要になった</u>浄化槽は、後日衛生上の問題が発生したり、雨水等が溜まることのないよう<u>原則撤去</u>する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講ずること。</p>	変更

出典 講習用テキスト 平成 20 年 3 月 31 日 発行
講習用資料 平成 20 年 11 月 発行